

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和元年〇月〇日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の対象農薬

シアノホス（CYAP）、チアクロプリド及びテトラジホン

（2）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見募集期間

令和元年 7 月 31 日（水）～ 令和元年 8 月 29 日（木）

（4）意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

（5）意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

（1）御意見提出者数

・ 封書によるもの	0 通
・ ファックスによるもの	0 通
・ 電子メールによるもの	2 通

（2）御意見の延べ総数 2 件

（3）提出された御意見の概要と御意見に対する考え方

提出された御意見のうち 1 通は、本意見募集とは関係のない御意見でした。

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	基準値が現在より緩められるのであれば，賛成できない	本件は、申請者から提出された試験成績について、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会での科学的な妥当性に関する審議を経て、水質汚濁の防止に係る農薬登録基準を新たに設定することとしたものです。したがって基準値を緩めるものではありません。 今後も引き続き科学的な知見に基づき、農薬登録基準の設定に努めてまいります。